

長崎県まちづくり景観資産登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号。以下「条例」という。)第22条に規定するまちづくり景観資産(以下「景観資産」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり景観資産)

第2条 景観資産として登録できるものは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) まちなみ等 地域固有の景観を形成していると認められる次に掲げるもの(その景観の全てが自然景観であるものを除く。)

ア 市街地、集落等

イ 農耕、放牧、漁ろう等の生業又は生活が形成する文化的景観

(2) 建造物等 歴史的価値を有するもの又は現代的であってもデザインの価値を有するもので、地域の景観の形成に寄与すると認められる次に掲げるもの

ア 民家、寺社仏閣、教会、学校等の建築物

イ 橋、トンネル、水門、堤防、石垣等の土木構築物

ウ ア及びイに掲げるもののほか、塔、煙突、柵、櫓等の工作物

(3) 樹木 地域の景観の象徴である天然木等(森林や並木を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものについては、景観資産の登録の対象外とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づき文部科学大臣が指定した重要文化財又は天然記念物

(2) 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)の規定に基づき教育委員会が指定した有形文化財又は天然記念物

(登録の申請)

第3条 前条第1項第1号に定めるものに係る景観資産の登録の申請は、当該まちなみ等が存する市町の長が、まちづくり景観資産登録申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 前条第1項第2号又は第3号に定めるものに係る景観資産の登録の申請は、当該建造物等又は樹木を所有する者が、申請書に当該建造物等又は樹木が存する市町の長のまちづくり景観資産登録申請書に係る推薦書(様式第2号)その他必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。ただし、当該建造物等を所有する者が国又は県である場合は、当該市町の長が、申請書に当該所有者のまちづくり景観資産登録申請書に係る同意書(様式第3号)その他必要な書類を添えて、知事に申請することができる。

(登録の手続)

- 第4条 知事は、申請書の内容を審査し、第2条第1項各号に掲げるものに該当し、美しい景観形成に資すると認められるものについて、条例第26条に規定する長崎県美しい景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 2 知事は、前項の手続を経て審議会から登録するよう意見があったときは、速やかに当該登録を行うものとする。
- 3 条例第22条第3項の通知は、まちづくり景観資産登録通知書(様式第4号)によるものとし、同項の公表は、景観資産の種類、名称、登録番号、所在地及び所有者を告示するものとする。

(登録内容の変更等)

- 第5条 景観資産の登録を申請した者は、景観資産の登録内容の変更を申請し、又は抹消の届出をする場合には、まちづくり景観資産登録変更申請書(様式第5号)又はまちづくり景観資産登録抹消届出書(様式第6号)に必要な書類を添えて知事へ提出するものとする。この場合においては、前2条の規定を準用する。ただし、添付すべき図書のうち当該変更内容又は抹消を明示するために必要なもの以外のものは、添付することを要しない。
- 2 条例第22条第4項の規定により準用する同条第3項の通知は、まちづくり景観資産登録変更通知書(様式第7号)及びまちづくり景観資産登録抹消通知書(様式第8号)によるものとする。

(所有者に対する支援)

- 第6条 知事は、条例第23条第3項の規定により、条例第22条第1項の規定による登録をした景観資産の保全又は活用に必要な技術的支援を行うため、美しい景観形成アドバイザーを派遣することができる。
- 2 知事は、景観資産として登録された建造物等については、所有者が行う当該建造物等の外装又は非営利目的で公開された部分の内装に係る保全又は修景の事業に対して、別に定めるところにより補助することができる。
- 3 知事は、景観資産として登録された樹木については、所有者が行う当該樹木の保全に係る事業に対して、別に定めるところにより補助することができる。